

総行住第42号
平成23年3月17日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の
取扱いについて (通知)

平成23年3月11日以降に東北地方太平洋沖で発生している大規模地震(以下「東北
地方太平洋沖地震」という。)により、市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等
が想定されます。

このような場合において、被災した市区町村における住民の安否確認その他の事務を
処理するためには、地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシス
テム(以下「住基ネット」という。)を活用し、下記により取り扱うことが適当と考え
られますので通知します。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願い
します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技
術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 住基ネットは、住民基本台帳法(以下「法」という。)第30条の5第1項の規定に
基づき市区町村長が市区町村の住民の本人確認情報を都道府県知事に通知し、都道府
県知事が当該本人確認情報を保存すること及び法第30条の11第1項の規定に基づき
都道府県知事が指定情報処理機関に通知し、指定情報処理機関が当該本人確認情報
を保存することにより構成されているものである。

この住基ネットの性格を踏まえると、市区町村長は、都道府県又は指定情報処理機
関に保存されている当該市区町村長が通知した本人確認情報を、当該市区町村の事務
処理のため、確認できるものであること。

また、都道府県知事も、指定情報処理機関が保存する当該都道府県知事が通知した
本人確認情報を、都道府県知事が法別表第5に掲げる事務を行うとき又は条例で定め
る事務を行うときには、確認できるものであること。

この場合において、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている本人確認情報を市区町村長が確認することについては、法第30条の7第4項又は第30条の10第1項の規定に基づく本人確認情報の提供の求めには該当しないと解されること。

- 2 東北地方太平洋沖地震により被災した市区町村（以下「被災市区町村」という。）のコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）が被災により使用できない場合には、当該市区町村のCSが使用できるようになるまでの間、被災市区町村以外の市区町村でCSが使用できる市区町村（以下「他市区町村」という。）の長の同意を得て、他市区町村のCSを利用して、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている被災市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することもできること。

この場合において、他市区町村の長は予備の操作者識別カードを被災市区町村の職員に貸与すること等により、CS端末の操作者が被災市区町村の職員であることを明確にすることが適当であること。

- ※ 他市区町村の職員を被災市区町村の職員に併任することで、当該他市区町村のCS端末を利用して、被災市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することもできること。この場合においては、予備の操作者識別カードを用いて、CS端末の操作者が被災市区町村の職員として操作していることを明確にすることが適当であること。

(総務省担当者)

総務省自治行政局住民制度課

鈴木, 平野, 羽田

TEL: 03-5253-5111 (内) 23066

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp
k.hada@soumu.go.jp